

双葉保育園（中間市）に対する改善勧告（児童福祉法第46条第3項）
の実施について

1 実施日時等

- ① 実施日時：8月31日13時（於：中間市役所会議室）
（市も同時に、子ども・子育て支援法及び社会福祉法に基づく改善勧告を実施）
- ② 勧告対象：社会福祉法人新星会（保育所の設置者。理事長：浦上ヤス子氏）
- ③ 実施方法：法人理事長に対し、県担当者から改善勧告書を手交

2 県条例及び国の指針に抵触するとして指摘する事項

抵触する内容	指摘の概要
1 「事故防止及び安全対策」 （保育指針）	・園長が施設長として統轄的な役割を果たしていなかった。 ・出欠情報に係る職員間の情報共有が不十分だった。 ・保育中の子どもの把握に係る職員間の連携が不十分だった。 ・園全体での事故防止に向けた研修等が未実施だった。 ・事故防止マニュアル等が活用されていない状態だった。
2 「保護者との連絡」（県条例49条）、 「保護者との相互理解」（保育指針）	・保護者とのコミュニケーションが不十分だった。
3 「保育の内容」（県条例48条）、 「養護の理念」（保育指針）	・子どもの生命を守る「養護」の面が不十分だった。

3 改善を勧告する内容と報告期限

改善を勧告する内容	報告期限
① 園長、主任等関係職員の責任の明確化と厳正な対処	9月10日
② 登園管理に係る出欠確認ルールの見直し	〃
③ 各種マニュアル等作成・見直し、研修実施等の再発防止の取組	9月17日
④ 今後の対応等に係る説明会の実施等、保護者に対する信頼回復	〃
⑤ 役割を明確にした、組織的な保育提供体制の再構築	9月24日

4 今後の対応

- ・ 勧告した内容の改善状況について、引き続き現地に立ち入るなど、確実な実行を促す。
- ・ ①改善勧告で改善されない場合は、②改善命令を実施。（なお改善されない場合、審議会の意見聴取を経て③事業停止命令、施設認可取消を実施）